



# 飲食店の皆様へ重要なお知らせです

望まない受動喫煙をなくすため、  
2020年4月1日から

原則として店内は禁煙となります



店内でたばこを吸う場合は、専用の喫煙室の設置が必要です。

客も従業員も**20歳未満**の人は、喫煙エリアに入室できません。



受動喫煙をなくすために  
お店の禁煙・喫煙の状況を  
標識で掲示してください

お店の禁煙、喫煙の状況により対策が異なります。  
必要となる対応方法は、次のページで確認を！

下関市保健部健康推進課 ☎083-231-1408

## 経過措置として、店内で喫煙可とする場合

店舗に必要な書類を備え付けた上で、保健所に届出をお願いします。  
下記を参照してください。

### 【店舗に備え付ける書類】

- ① 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料  
⇒飲食をさせるために客に利用させる場所の床面積に係る資料。  
例：店舗図面等
- ② 資本金の額又は出資の総額に係る資料（会社経営の飲食店の場合のみ）  
例：資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等

以下の所定の様式により、飲食店の名称や所在地、管理権原者等の届出  
をお願いします。下記の記入例を参照してください。

附則様式第1号(附則第2条第6項関係) 記入例  
(日本工業規格A列4)

※ 届出受理番号

喫煙可能室設置施設 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

下関市長 殿 印鑑を押してください。  
※シャチハタ不可 届出者 〇〇〇

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。  
記

1 喫煙可能室設置施設	①名称	〇〇〇〇〇
	②-1所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇番〇〇号 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
	②-2車両番号等	(飲食店舗の場合は記入不要)
	③営業許可番号	第 〇〇〇〇 号
2 管理権原者	④営業許可日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	①氏名(法人にあっては、その名称)	〇〇〇〇〇
	②法人にあっては、その代表者の氏名	〇〇 〇〇
3 備考	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇番〇〇号 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
		(担当者)〇〇 〇〇 (職名) 〇〇(例)店長 (連絡先)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(注意)  
1 ※印鑑には、記載をしないこと。  
2 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。  
3 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。  
4 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

### 【届出様式について】

市のホームページからも  
様式をダウンロードできます。



届出事項に変更がある場合や施設を  
廃止する場合は、別途届出をお願い  
します。

下記のホームページを参考に受動喫煙対策  
を取り組みましょう。

◆厚生労働省：特設サイト  
「なくそう！望まない受動喫煙」



◆厚生労働省：  
受動喫煙対策



◆職場における受動喫煙  
防止対策について



### 【お問い合わせ先】

〒750-8521  
下関市南部町1番1号  
下関市保健部健康推進課  
☎083-231-1408





お店の禁煙、喫煙の状況		説明	掲示する場所と掲示する標識（厚生労働省のホームページからもダウンロードできます）			
店内を「禁煙」とする場合	全面禁煙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タバコの煙による健康への影響がありません。</li> <li>・お子様連れの方も安心してお店を利用できます。</li> </ul>	標識① 	必要に応じて、お店の出入り口や店内に掲示してください。		
店内に「喫煙専用室」を設置する場合	店内の一部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店内の一部を「喫煙専用室」とすることで、この場所でのみ、喫煙することができますが、飲食など喫煙以外の行為はできません。</li> <li>・「喫煙専用室」に20歳未満の人を立ち入らせてはいけません（従業員も含まれます）。</li> <li>・「喫煙専用室」の設置にあたっては、標識②③の掲示のほか、<u>一定の設置基準</u><sup>*</sup>を満たす必要があります。</li> </ul> <p>※一定の設置基準については、裏面の厚生労働省特設サイト「なくそう！望まない受動喫煙」で確認してください。</p>	標識② 	標識③ 	お店の主な出入口に掲示しなければなりません。	「喫煙専用室」の出入口に掲示しなければなりません。
店内に「指定たばこ専用喫煙室」を設置する場合	店内の一部 「加熱式たばこ」のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店内の一部を「指定たばこ専用喫煙室」とすることで、この場所でのみ、「加熱式たばこ」のみを喫煙することができます。</li> <li>・「指定たばこ専用喫煙室」では、飲食等の喫煙以外の行為もできます。</li> <li>・「指定たばこ専用喫煙室」に20歳未満の人を立ち入らせてはいけません（従業員も含まれます）。</li> <li>・「指定たばこ専用喫煙室」の設置にあたっては、標識の④⑤の掲示のほか、<u>一定の設置基準</u><sup>*</sup>を満たす必要があります。</li> </ul> <p>※一定の設置基準については、裏面の厚生労働省特設サイト「なくそう！望まない受動喫煙」で確認してください。</p>	標識④ 	標識⑤ 	お店の主な出入口に掲示しなければなりません。	「指定たばこ専用喫煙室」の出入口に掲示しなければなりません。

### 経過措置

店内に「喫煙可能室」を設置する場合  
又は、店内の全部を「喫煙可能室」とする場合

※以下の①～③をすべて満たす飲食店が、経過措置の対象です。

- ① 2020年4月1日時点で、営業している店舗。
- ② 個人経営または、中小規模の会社により営まれているもの。中小規模の会社とは、資本金または出資の総額が5,000万円以下の会社。
- ③ 客席面積が100㎡以下の店舗。

**「喫煙可能室」を設置する場合は、本市への届出が必要となります。（届出については、裏面をご覧ください。）**

**一定の要件を満たす<sup>\*</sup>1 小規模飲食店**（「既存特定飲食提供施設」）については、当面の間、「喫煙専用室」や「指定たばこ専用喫煙室」を設置することなく、店内を「喫煙可能」とすることができる経過措置制度（「喫煙可能室」の設置）が設けられています。

- ・「喫煙可能室」では、飲食等の喫煙以外の行為もできます。
- ・「喫煙可能室」に20歳未満の人を立ち入らせてはいけません。（従業員も含まれます。）
- ・「喫煙可能室」の設置にあたっては、標識⑥⑦の掲示のほか、一定の設置基準<sup>\*\*2</sup>を満たす必要があります。

※1 一定の要件については、左記を確認してください。

※2 一定の設置基準については、裏面の厚生労働省特設サイト「なくそう！望まない受動喫煙」で確認してください。

### 標識⑥



店内の一部を「喫煙可能室」とする場合



店内の全部を「喫煙可能室」とする場合

お店の主な出入口に掲示しなければなりません。

### 標識⑦



※店内の一部を「喫煙可能室」にする場合にのみ掲示する必要があります。

「喫煙可能室」の出入口に掲示しなければなりません。

